

## 神奈川県策定 緩和ステップ

### ステップ共通遵守事項

### ステップ別遵守事項

#### ステップ1

- 自宅出発前までに、検温を実施し、以下の場合は活動参加を見合わせる
  - ・体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛・味覚や嗅覚異常等の症状がある場合）
  - ・同居家族や身近な知人に感染者及び感染が疑われる人がいる場合
  - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 陸上におけるマスク着用の義務付け
- ハーバー入室時をはじめ、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施
- 新型コロナウイルス感染症を発症した際は協会事務局に速やかに報告するとともに、濃厚接触者の有無等について報告すること。
- 飲料、食料について、回し飲みや箸やスプーンの共用は行わない。飲み残しの飲料を指定場所以外には捨てない
- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り捨てる
- タオルの使いまわしは行わない
- 更衣室利用は、換気に留意しつつ周囲の利用者と距離をとって実施する
- 陸上では、ソーシャルディスタンスに配慮した節度ある行動を行い、大声で話をしない
- 運営ボートに乗艇の際には船上での密度に気をつけるとともに飛沫感染防止を心がける。（トラメガの共有禁止等）
- 運営ボート内機材の消毒を心がける

#### ステップ2

- ミーティングは基本的には屋外で実施
- ミーティング時のソーシャルディスタンスを遵守（しばらくは外部で、2m以上の距離をとる）
- 昼食時は、密にならないように留意。大声で話をしない等周りに配慮した行動をとる
- 活動時間は、原則10時～14時とする。
- ハーバーでの活動（移動）範囲を限定し、できるだけ他の利用者と接触しないよう注意する。
- ハーバー内で艇整備等活動する場合もできるだけマスクをして飛沫感染を防ぐと共に手指の消毒をこまめに行う。
- 海上での会話はどうしても大声になるので距離に留意し、飛沫が飛ばないように注意する。

- 練習前後のミーティングは換気に十分配慮し室内で実施可能
- ミーティング時に隣席とは、50cm以上の間隔をあける。
- 活動時間は、9時～16時までとすること。

※海上活動中のマスク着用は不要とする  
陸上活動の場合、責任者の判断でマスクの着脱を決める  
(熱中症に気をつける)